

令和7年度 UAV（無人航空機）を活用した観測実証実験における

委託先の採択に係る選定基準

1 審査方法

埼玉県危機管理防災部災害対策課において、選定基準に基づき、審査を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

2 評価方法

評価は、それぞれ「絶対評価」にて行うものとし、災害対策課は、4に示す評価項目ごとに、5に示す評価基準による5段階評価を行い、評価した採点結果を当該企画提案の評価点とする。

3 採択案件の決定方法

評価点が30点を超える者の中から、原則として最も評価点が高い者から順番に採択するものとする。なお、委託件数と実験回数は公募時点の予定件数であり、災害対策課の決定により増減する場合がある。

4 評価項目

(1) 事業実施主体に関する評価

- ア 事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- イ 事業を円滑に実施するために各関係者との連携が期待できること。

(2) 事業内容に関する評価

- ア 事業達成の内容等が事業者の意図と合致していること。
- イ 事業の目標が具体的に記載され、実現性・妥当性があること。
- ウ 観測実験の実施において、迅速性、実効性、計画性に優れていること。
- エ DXの推進における、先進技術を取り入れていること。
- オ 各テーマにおいて妥当な機種が選定されていること。

なお、夜間撮影における赤外線カメラ以外の手段の追加提案がなされ、実施可能と評価された場合は、加算対象とします。

- カ 今後に活かせる課題が抽出・検証できること。
- キ 妥当な経費が示されていること。

5 評価基準

4の評価項目については、以下の基準により、5段階評価を行う。

- ア 大変優れている＝5点
- イ 優れている＝4点
- ウ 普通＝3点
- エ やや劣っている＝2点
- オ 劣っている＝1点